

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表 2021. 9.27改訂

改訂後	改訂前
<p>第 1 条 (本約款の趣旨)</p> <p>1. この約款 (以下「本約款」といいます。) は、お客さまが<u>外貨 ex byGMO 株式会社</u> (以下「当社」といいます。) との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引 (以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。) に関して、当社の取引システム (以下「本システム」といいます。) によりお客さまに提供するサービス (以下「本サービス」といいます。) の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。なお、本約款で使用する本取引特有の用語は、【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 (以下「取引説明書」といいます。) の関連箇所または用語集において説明しています。</p> <p>(省略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設手続および名義)</p> <p>1. 第 6 条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、<u>当社は、お客さまに本口座の口座番号等を発行し、当社の定める方法でお客さまに通知します。</u>お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が通知した口座番号等と一致した場合にのみ、個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとしします。</p>	<p>第 1 条 (本約款の趣旨)</p> <p>1. この約款 (以下「本約款」といいます。) は、お客さまが<u>ワイジェイ FX 株式会社</u> (以下「当社」といいます。) との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引 (以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。) に関して、当社の取引システム (以下「本システム」といいます。) によりお客さまに提供するサービス (以下「本サービス」といいます。) の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。なお、本約款で使用する本取引特有の用語は、【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 (以下「取引説明書」といいます。) の関連箇所または用語集において説明しています。</p> <p>(省略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設手続および名義)</p> <p>1. 第 6 条に基づき当社がお客さまの本口座の開設を承諾した場合、<u>当社は、お客さまに対して書面により本口座の口座番号および初期パスワード (以下「口座番号等」といいます。) を通知します。</u>お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が<u>書面により通知した</u>口座番号等と一致した場合にのみ、<u>初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に</u>個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとしします。</p>

(省略)

2021年9月27日

外貨 ex byGMO 株式会社

(省略)

2020年3月28日

ワイジェイ FX 株式会社